第 14 回　議員定数等議会活性化特別委員会

令和 8 年 11 月 6 日（金）
時　　分～　　時　　分
全　員　協　議　会　室

【出席委員】川神委員長、佐々木副委員長
今田委員、遠藤委員、足立委員、笹田委員、芦谷委員、西田清久委員
【議 長 団】澁谷議長
【事 務 局】下間局長、濱見書記

議題

1　ハラスメントの防止に関する取組について
（1）条例に盛り込む項目

（2）条例以外のハラスメント防止対策

（3）先進地視察

（4）その他

2　その他

○次回開催　　月　　日（　　）　　時　　分　　場所

資料１

ハラスメント防止に関する取組に係る会派意見

【項目 1】ハラスメント防止条例に盛り込むべき具体的項目・条文内容について

会派	意見
浜風の郷	**【詳細は別紙のとおり】** ○目的・基本理念　○定義・対象範囲　○議長及び議員の責務　○第三者相談窓口の設置　○調査・事実確認及び認定の手続　○公正な手続の保障　○認定後の措置及び公表　○被害者の保護・救済　○研修・実態把握・再発防止　○制度の検証及び見直し　○正当な議員活動との関係 【参考自治体】雲南市（条例の対象範囲と対策の仕組み）、小郡市（第三者相談体制）、加西市・三田市（審査会、調査・認定及び認定後の対応）、川越市、狛江市、東松山市、福岡県議会。
創政クラブ	特になし
市民クラブ	**【詳細は別紙のとおり】** 条例の名称＝「（案）浜田市議会議員ハラスメント根絶条例」とする ○前文　○目的　○定義　○議長の責務　○相談窓口の設置　○公表など 議員政治倫理条例、同条例政治倫理基準などとこの条例の条例間の整理、地方自治法上の「懲罰」の措置との整理をする必要がある。 条例化に当たっては、条例制定の基本的な方針、盛り込む事柄と文言、法的実効性などをまず整理し、先進例などを参考に成文化作業をする。
公明クラブ	**【参考：三田市条例】** ○目的　○定義　○適用範囲　○議長の責務　○議員の責務　○相談窓口の設置　○審査委員会（等）の設置　○調査協力の義務　○事案関係者の義務　○相談の処理　○公表等　○プライバシーの保護　○弁明　○委任
遠藤議員	○罰則規定　○第３者による相談窓口　○氏名の公表

【項目 2】条例制定以外のハラスメント防止・再発防止対策について

会派	意見
浜風の郷	**【詳細は別紙のとおり】** 1. 第三者相談窓口の早期整備 2. 既存の政治倫理審査会の機能検証 3. 議員への研修と自己点検 4. 議員と職員の対応ルールの明確化 5. 要望・働きかけの記録制度 6. 行動指針（ガイドライン）の策定 7. 定期的な実態把握と効果検証 8. 議員間のハラスメント対策 9. 記録・証拠の確保
創政クラブ	特になし
市民クラブ	1. ハラスメントが横行する土壌が、それを許す風土が議会にある、と捉えて議員研修を徹底する。 2. 市政執行権に対し議会が優越するとの認識があり、そのそも地方自治とは、二元代表制はどうあるべきか、議会権能の制約がる、これらの研修も行う。
公明クラブ	1. 定期的な研修会やアンケートの実施 2. 当委員会委員から率先した意識向上の取組
遠藤議員	ハラスメント研修の再実施

【項目 3】先進地視察・ヒアリング（オンライン／現地）の実施について

会派	意見
浜風の郷	**【詳細は別紙のとおり】** 1. 三田市、2. 加西市、3. 雲南市、4. 小郡市、5. 糸満市 6. 川越市・狛江市・東松山市・福岡県議会
創政クラブ	特になし
市民クラブ	罰則付きハラスメント条例を制定した三重県、三重県条例に関与した専門家、コンサルなどの指南を受ける。（検討できないか）
公明クラブ	1. 糸満市、2. 鎌倉市 第三者相談窓口や対策委員会を設置としている
遠藤議員	オンラインで構いませんので、実際にハラスメント条例に該当した議員への対処とその後の状況を知りたいと思います。

【項目 4】その他・特記事項について

会派	意見
浜風の郷	**【詳細は別紙のとおり】** 1. 政治倫理条例との関係整理 2. 条例制定までの現行制度による対応 3. 調査結果の適切な読み取り 4. 認定・公表における手続保障 5. 制度の中立性と信頼性 6. 監視機能の萎縮防止 7. 第三者機関の費用と人材の確保 8. 条例の制定時期とプロセス 9. 議会と執行部の役割分担 10. 対象範囲の明確化
創政クラブ	1. 条例制定の前に、ハラスメント調査によって何が明らかになったのか、議会として共有すべき原因分析を行うべき。 2. ハラスメント防止を実効あるものにするために議会だけでなく、執行部側の公益通報制度の運用状況についても検証し、改正公益通報者保護法の趣旨に沿った通報者保護体制の強化を求めるべき。
市民クラブ	1. 市長は９年４月以降の条例制定、全市を対象とした「理念条例」の制定と見受けられ、コンサルが作業に当たっているが、担当課、コンサルとの意見交換をする必要がある。 2. 上記、「相談窓口の設置」の項は、議会と市長は一体となって制度化するなどが必要である。
公明クラブ	特になし
遠藤議員	オンラインで構いませんので、実際にハラスメント条例に該当した議員への対処とその後の状況を知りたいと思います。

【別紙】浜風の郷より

ハラスメント防止に関する取組に係る会派意見

基本的な考え方

浜田市議会では、令和８年３月に浜田市議会議員政治倫理条例が改正され、ハラスメントの禁止や審査請求、辞職勧告等の措置が定められている。新たな条例を検討するに当たっては、まず現行条例及び施行規程で対応できる範囲と課題を整理し、制度の重複や判断の不一致を避ける必要がある。

一方、職員アンケート速報版（回答 662 人）では、ハラスメントの行為者として「市議会議員」が 61.4%と最も多く、被害を受けても「誰にも相談せず我慢した」とする回答や、相談しても改善しなかったとの回答が見られる。研修・啓発だけでは十分ではなく、職員が安心して相談できる仕組み、独立性のある事実確認、認定後の対応及び再発防止を一体的に整えることが重要である。

新条例を整備する場合は、相談・調査・認定・被害者保護・予防を担う仕組みを明確にし、認定後の重い措置については政治倫理条例との役割分担を整理することを基本とする。条例制定を待たず、現行制度で対応できる事案には速やかに対応する。

【項目 1】ハラスメント防止条例に盛り込むべき具体的項目・条文内容について

浜田市議会には、既に浜田市議会議員政治倫理条例及び政治倫理審査会の制度があり、令和８年３月にも政治倫理基準の改正が行われている。そのため、まず現行条例及び施行規程で対応できる範囲と課題を整理する必要がある。条例を整備する場合は、理念だけで終わらず、相談から事実確認、判断、是正措置、再発防止まで実効性のある仕組みとするため、次の項目を盛り込むことを提案する。

1. 目的・基本理念

ハラスメントを許さない姿勢を明確にし、職員の人権と尊厳を守り、安心して働くことのできる環境を確保する。議会の監視機能と公正かつ自由な議会活動を確保する観点も明らかにする。

2. 定義・対象範囲

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児・介護等に関するハラスメント、性的指向・性自認に関するハラスメントその他人格・尊厳を害する言動を整理する。議員と職員間、議員間を基本に、職員等から議員への行為も含めて検討する。指定管理者・委託先職員等を対象に含めるかは別途整理する。

3. 議長及び議員の責務

議長は防止に必要な環境整備、研修、相談後の対応及び運用状況の把握を行う。議員はハラスメントを「しない・させない・見過ごさない」姿勢を持ち、研修を受講し、調査に誠実に協力する。

4. 第三者相談窓口の設置

職員が議会内部を通さずに相談できる外部窓口を設け、弁護士、社会保険労務士、公認心理師等の活用を検討する。匿名相談や議員自身の相談、相談のみで申立てに進まない選択肢も検討する。秘密保持、不利益取扱い・報復の防止、対応責任者及び対応期限を明確にする。

5. 調査・事実確認及び認定の手続

相談受付、当事者双方への聴取、資料確認、事実認定及び判断の手順を定める。政治倫理審査会の権限・役割を検証し、必要に応じて議員が関与しない外部有識者中心の独立した調査・審査体制を整備する。申立期間、標準的な処理期間、再調査請求の取扱いも検討する。

6. 公正な手続の保障

相談者・関係者のプライバシーを保護するとともに、調査対象者に弁明の機会を保障し、判断理由を明らかにする。議長自身が対象となる場合や利益相反がある場合の代行・除外手続、手続中の非公開、故意の虚偽申立てへの対応も検討する。

7. 認定後の措置及び公表

事実確認の結果に応じた注意、警告、研修受講、謝罪等の是正措置、再発防止策及び必要な公表の基準を定める。重大・悪質な事案等における氏名公表の基準を含め、個人情報、名誉及びプライバシーに配慮する。重い措置は政治倫理条例との接続を整理する。

8. 被害者の保護・救済

心理的ケア、職務上の配置への配慮、二次被害の防止など、相談者・被害者を守る対応を市長部局と連携して検討する。

9. 研修・実態把握・再発防止

全議員を対象とする定期研修、具体的事例やロールプレイング、セルフチェック、職員アンケート及びヒアリングを実施し、対策の実施状況と効果を検証する。

10. 制度の検証及び見直し

相談件数、申立件数、認定件数、措置状況等を個人情報に配慮して定期的に公表し、運用状況を検証した上で必要に応じて条例及び運用規程を見直す。

11. 正当な議員活動との関係

本会議・委員会での質疑、調査、資料要求、政策への批判等の正当な議員活動を不当に萎縮させないようにする。一方、人格否定、威圧、執拗な反復、人事上の不利益の示唆など、手段・態様が社会通念上相当な範囲を超える場合の考え方を明確にする。

【参考自治体】雲南市（条例の対象範囲と対策の仕組み）、小郡市（第三者相談体制）、加西市・三田市（審査会、調査・認定及び認定後の対応）、川越市、狛江市、東松山市、福岡県議会。

【項目 2】条例制定以外のハラスメント防止・再発防止対策について

条例の制定・改正と並行して、条例の完成を待たずに着手できる取組を進める必要がある。職員アンケート速報版では、相談をためらう声や相談後も改善しなかったとの回答が見られることから、全体向けの研修にとどまらず、個別の対応と相談者の保護を優先する。

1. 第三者相談窓口の早期整備

執行部と協議し、職員が安心して相談できる外部相談窓口の設置を検討する。秘密保持、不利益取扱い・報復の防止、匿名相談の可否、相談後の対応手順を明確にする。

2. 既存の政治倫理審査会の機能検証

現行制度で対応できる範囲を整理し、調査・事実確認・判断の手続、委員の独立性、弁明機会及び利益相反への対応を検証する。不足する機能については、既存制度の改正や第三者機関の設置を検討する。

3. 議員への研修と自己点検

既に実施している年次研修を継続し、外部講師による研修、議会・行政の具体的場面を想定した事例検討やロールプレイングを取り入れる。毎年度セルフチェックを実施するとともに、受講状況の把握方法も含めて実施方法を検討する。

4. 議員と職員の対応ルールの明確化

要望・照会は原則として所管課の管理職を通じて行うこと、個別面談は複数職員で対応できるようにすること、緊急時を除く勤務時間外（深夜を含む。）の連絡を控えること、SNS 等による個別連絡の基準などについて、執行部と協議する。

5. 要望・働きかけの記録制度

議員から職員への要望、照会、働きかけを記録・保存する仕組みを執行部と協議する。職員を守るとともに、正当な要望を可視化し、事実確認に資するものとする。記録対象、保存期間、閲覧できる者等の運用ルールを整理する。

6. 行動指針（ガイドライン）の策定

具体例や判断に迷う事例を示した行動指針を作成する。政治倫理条例の逐条解説と定義・用例を統一し、基準が並立しないようにする。

7. 定期的な実態把握と効果検証

職員アンケートやヒアリングを定期的に実施し、相談状況、対応状況及び再発防止策の実施状況を検証する。記名情報の取扱いには十分配慮し、必要に応じて議長等が個別に面談し、改善状況を次回調査で確認する。

8. 議員間のハラスメント対策

会派、委員会、全員協議会等における議員間の言動も対象とすることを明確にする。議長面談でのヒアリング等を定期的に行い、議員が被害を相談しやすい環境をつくる。

9. 記録・証拠の確保

議員と職員の面談や電話等の記録については、プライバシー、保存期間、閲覧権限等を整理した上で、必要性と運用方法を執行部と協議する。

小郡市・雲南市（相談体制）、加西市・三田市（調査・審査後の対応）、糸満市（議長の責務、研修及び実態把握）を参考とする。

【項目 3】先進地視察・ヒアリング（オンライン／現地）の実施について

必要性はあると考える。ただし、費用対効果の観点からオンラインでのヒアリングを基本とし、候補を 1～2 か所程度に絞ることも検討する。条例や規程の条文は各議会のホームページ等で確認できるため、視察では条文の確認にとどまらず、相談窓口の運用実績、調査・認定の手続、認定後の措置及び再発防止の実際を確認することが重要である。

1. 三田市

議員から職員、議員間、職員から議員の三類型を対象とする制度について、第三者審査会による認定、認定時の公表の考え方等を確認する。

2. 加西市

ハラスメント審査会の仕組み、事実確認、認定後の対応、公表基準及び実際の運用事例を確認する。

3. 雲南市

議会主導の条例、相談窓口、対応フロー、研修及び対策委員会の運用を確認する。

4. 小郡市

外部相談窓口の設置、相談者の保護、執行部との連携及び相談後の対応を確認する。

5. 糸満市

議長の責務、研修、アンケート等による実態把握及び予防策を確認する。

6. 川越市・狛江市・東松山市・福岡県議会

川越市は運用期間の長い議会提出条例の例、狛江市は執行部と連携した苦情処理の例、東松山市は会派代表で構成する審査会方式との比較、福岡県議会は外部相談窓口や広域連携の参考として検討する。

ヒアリングでは、可能な範囲で次の事項について具体的な情報提供を求める。

- 相談件数、申立件数、認定件数、措置・公表の実例
- 審査会の委員構成・選任方法、報酬・年間経費、執行部との費用分担

- 調査に要した期間、被申立人の弁明手続、再調査請求の有無
- 名誉毀損等の訴訟や、制度が政治的に利用された事例の有無と対処
- 正当な議員活動とハラスメントの線引きで判断に迷った事例
- 制度導入後に明らかになった課題、再発防止策の実施状況

現地視察に限らず、オンラインや書面によるヒアリングも活用し、効率的に情報を収集する。

【項目 4】その他・特記事項について

1. 政治倫理条例との関係整理

定義、審査機関、措置の役割分担を条例骨子の検討初期に整理する。定義を統一し、同一事案に別系統の審査手続が並立して判断が食い違うことを避ける。新たな仕組みは相談・調査・認定・被害者保護・予防を担い、認定後の重い措置は政治倫理条例に接続する構成を基本に検討する。

2. 条例制定までの現行制度による対応

新条例の制定を、現在の事案への対応を先送りする理由としてはならない。新条例の施行前の行為に新たな措置を遡及適用することには課題があるため、令和 8 年 3 月改正の政治倫理条例に基づく審査請求や、議長による個別の注意・面談など、現行制度で対応できる範囲を確認し、速やかに対応する。

3. 調査結果の適切な読み取り

アンケートは同一の行為を複数の職員が見聞きして重複して数える可能性があり、行為類型には正当な質疑と重なり得る項目も含まれる。一方、侮辱、恫喝、わいせつな発言・行為など、正当な議員活動では説明できない類型も報告されている。件数のみで判断せず、個別の事実に基づき第三者が公正に判断する必要がある。

4. 認定・公表における手続保障

認定・公表が実質的な制裁となる可能性を踏まえ、弁明の機会、理由の明示、再調査請求等を検討し、公正さを確保する。手続保障を欠いた公表による名誉毀損等のリスクにも留意する。

5. 制度の中立性と信頼性

審査に議員が関与しない仕組み、手続中の非公開、守秘義務、利益相反への対応等を検討し、制度が議員間の対立に利用されることを防ぐ。相談者と調査対象者双方の権利を尊重し、制度への信頼を確保する。

6. 監視機能の萎縮防止

議会の監視機能を担う厳しい質疑や資料要求そのものがハラスメントとされないよう、正当な議員活動との関係を明確にする。同時に、手段・態様が不相当な場合は対象となることを示し、規定が言い逃れに使われないようにする。

7. 第三者機関の費用と人材の確保

外部有識者の確保や運営経費が課題となるため、執行部との費用分担を早期に協議し、必要な予算措置を検討する。県内他市町や弁護士会等との広域的な連携も選択肢とする。

8. 条例の制定時期とプロセス

制定時期ありきで拙速に進めず、必要な制度設計と法的確認を行い、実効性を確保する。一方で相談窓口の整備など早期に実施できる対策は先行する。骨子案の段階で執行部及び職員団体からも意見を聴き、必要に応じてパブリックコメント等を行う。制定時期については、予算措置や準備期間も踏まえて検討する。

9. 議会と執行部の役割分担

議員によるハラスメントへの対策は議会が責任を持って進める。職員間や上司・部下間、市民・利用者から職員へのハラスメントについては、市長部局が責任を持って対応する。双方の取組を連携させ、職員全体の働きやすい環境の確保を目指す。

10. 対象範囲の明確化

本取組では、議員と職員間及び議員間を中心に、議会が自らを律する仕組みを検討する。市民・利用者から職員へのハラスメントは市長部局の責任で対策を進め、対象を広げすぎることで議員によるハラスメント対策が薄まらないよう役割を整理する。

以上

【別紙】市民クラブより

項目１～
ハラスメント防止条例に盛り込むべき具体的項目

○条例の名称＝「（案）浜田市議会議員ハラスメント根絶条例」とする
→浜田市議会としての明確な方針を打ち出し発信する、川越市議会、世田谷区議会など「議会・議員」としている先進例がある。

○前文＝市民の負託を受けた議員として、高い倫理観と品位の保持、議員地位の影響力の不正常な行使をしてはならない、などなど
→事態の重大さ深刻さから前文を入れてはどうか。

○目的＝人権尊重を根底に置く（浜田市人権尊重まちづくり条例）、職員の個人としての尊重、健全な市政運営、などの考え方、文言で整理する。

○定義＝条文の成案ができた段階で「定義づけ」をする。

○議長の責務＝地方自治法など関係法令にある条文を、改めて述べる、強調する。

○相談窓口の設置＝三重県カスターマーハラスメント防止条例では、
①県が諮問した弁護士らによる審査会による行為の審査
②審査会の判断を踏まえ知事が禁止命令を発令
③禁止命令に従わない場合県が啓発などに告発
④有罪が確定すると５０万円以下の罰金または拘留などの罰則
などとされており、これを参考として浜田市でも、相談窓口の設置、事案の調査・審査・報告（公表・長による措置）、など検討し、「理念型」ではなく実効性のあることで条文化する。

○公表など＝上記のとおり

○その他＝議員政治倫理条例、同条例政治倫理基準などとこの条例の条例間の整理、地方自治法上の「懲罰」の措置との整理をする必要がある。

○条例化に当たっては、条例制定の基本的な方針、盛り込む事柄と文言、法的実効性などをまず整理し、先進例などを参考に成文化作業をする。

項目２～
ハラスメント防止再発防止対策

〇ハラスメントが横行する土壌が、それを許す風土が議会にある、と捉えて議員研修を徹底する。

〇市政執行権に対し議会が優越するとの認識があり、そのそも地方自治とは、二元代表制はどうあるべきか、議会権能の制約がる、これらの研修も行う。

項目３～
先進地視察・ヒアリング

〇罰則付きハラスメント条例を制定した三重県、三重県条例に関与した専門家、コンサルなどの指南を受ける。（検討できないか）

項目４～
その他

〇市長は９年４月以降の条例制定、全市を対象とした「理念条例」の制定と見受けられ、コンサルが作業に当たっているが、担当課、コンサルとの意見交換をする必要がある。

〇上記、〇相談窓口の設置の項は、議会と市長は一体となって制度化するなどが必要である。

【別紙】公明クラブより

三田市条例第４２号

三田市議会ハラスメント根絶条例

ハラスメントは、基本的人権及び個人の尊厳を著しく傷つけ、職員等の業務及び議員活動並びに市民の福祉に支障をきたし、議会及び議員の社会的信用及び信頼を失う行為であるとともに、市民サービスの低下につながる行為である。

三田市議会及びその構成員である議員は、市民の負託により二元代表制の一翼を担う重責を理解し、ハラスメントを断じて許さず、率先してこれを根絶し、職員等と議員が安心して市民のため職務を遂行できる環境を確保することによって、市民から信頼され続ける議会を実現することを強く決意し、この条例を制定する。

（目的）

第１条 この条例は、全ての議員が互いの人格を尊重し、信頼し合い、議員及び議会としての役割を十分に発揮するため、議員及び職員等によるハラスメントを防止し、根絶するための処置を講じ、市民から信頼され続ける議会の実現を目的とする。

（定義）

第２条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。

(1) パワーハラスメント 職務に関する優位的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動により、相手方に精神的又は身体的な苦痛を与え、相手方の人格、尊厳又は職務環境（議員としての活動を行う上での環境を含む。以下同じ。）を害する行為

(2) セクシャルハラスメント 性的な言動により相手方に不快感を与える行為又は相手方の職務環境を害し、若しくは勤務（議員としての活動を含む。以下同じ。）条件に不利益を与える行為

(3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠したこと、出産したこと、妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務できないこと等に対する言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に対する言動により相手方の職務環境を害する行為

(4) ＳＯＧＩ（ソジ）ハラスメント 性的指向、性自認等に関して、侮辱的、差別的な言動により相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与える行為

(5) その他のハラスメント 相手方に精神的又は身体的な苦痛を与え、相手方の人格、尊厳又は職務環境を害する行為であって、前４号に該当しないもの

２ この条例において「職員等」とは、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第２項に規定する一般職に属する職員並びに同条第３項第１号、第１号の２、第２号、第３号、第３号の２、第５号及び第６号に規定する特別職に属する職員（議員を除く。）をいう。

（適用範囲）

第３条 この条例は、次の各号に掲げる関係において生じたハラスメントについて適用する。
(1) 議員から職員等に対するハラスメント
(2) 議員から議員に対するハラスメント
(3) 職員等から議員に対するハラスメント
（議員の責務）
第４条 議員は、市民の代表として常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの根絶に努めなければならない。
２ 議員は、ハラスメントが行為者の意図とは関係なく生じ得ること及び議員と職員等が特殊な関係にあることを自覚し、職員等及び他の議員を個人として尊重することを通じて、誠実かつ公正な活動に努めなければならない。
３ 議員は、ハラスメントに当たる言動を行っていると疑われたときは、自ら誠実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。
４ 議員は、他の議員がハラスメントに当たる言動を行っていると認められる事態に遭遇したときは、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、議長に当該事態について報告しなければならない。
５ 議員は、職員等が他の議員に対しハラスメントに当たる言動を行っていると認められる事態に遭遇したときは、当該職員等に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、議長に当該事態について報告しなければならない。
（議長の責務）
第５条 議長は、ハラスメントの根絶に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題の解決に必要な措置を迅速かつ適切に講ずるものとする。
２ 議長は、ハラスメントに関する相談に的確に対応するため、必要な相談体制の整備に努めるものとする。
（研修等）
第６条 議長は、ハラスメントの根絶のため、議員に対し必要な研修等を行うものとする。
（行動指針）
第７条 議長は、ハラスメントの根絶に関する行動指針を定め、議員に対し周知徹底を図るものとする。
（議長職務の代行）
第８条 議長が次条第１項に規定する相談又は申立ての対象（以下「対象者」という。）となったときは、副議長がこの条例に規定する議長の職務を行うものとする。
２ 議長及び副議長がともに対象者となったときは、対象者に該当しない年長の議員が議長の職務を行うものとする。
（報告、相談及び申立て等）

第９条 ハラスメントによる被害を受けたと感じる、又はその事実があると思料する職員等又は議員は、議長に対し、ハラスメントに関する相談をし、その内容を書面又は電子メールにより申し立てることができる。
２ 議長は、第４条第４項及び第５項の規定による報告並びに前項の規定による相談及び申立ての窓口を議会事務局に置くことができる。
３ 議長は、第１項の規定による申立てを受領したときは、その内容について別に定める基準に該当するかどうかを確認し、受理又は不受理の決定を行うものとする。
（調査）
第１０条 議長は、前条第３項の規定による確認の結果、前条第１項の規定による申立てを受理したときは、事実関係の調査を行うものとする。
２ 議長は、前条第３項の規定による確認及び前項に規定する調査に関する補助事務を予め指定した議会事務局職員に行わせることができる。
（執行機関等への委任）
第１１条 議長は、前条第１項の規定により調査を行うに当たり、対象者が職員等である場合、市長その他の執行機関（以下「執行機関等」という。）に事実関係の調査に関する事務を委任することができる。
（執行機関等の協力義務）
第１２条 執行機関等は、前条の規定による調査に関する事務の委任を受けた場合は、第１０条第１項に規定する調査に協力しなければならない。
（ハラスメント審査会）
第１３条 議長は、ハラスメントを根絶するための措置及びハラスメントが行われた場合に適切に対応するための措置に関し、外部の有識者からなる第三者委員会としてハラスメント審査会（以下「審査会」という。）を置くことができる。
２ 議長は、前項に規定する審査会にハラスメントの認定及びハラスメントに適切に対応するための必要な措置について諮問することができる。
３ 議長は、第１０条第１項に規定する調査を審査会に委任することができる。
４ 審査会の組織及び委員その他審査会に関し必要な事項については、議長が別に定める。
（議員の協力義務）
第１４条 第９条第１項に規定する申立てに対象者として申し立てられた議員は、第１０条第１項に規定する調査、必要な資料の提供、審査会への出席等を求められたときは協力しなければならない。
（職員等の協力義務）
第１５条 第９条第１項に規定する申立てに対象者として申し立てられた職員等は、第１０条第１項に規定する調査、必要な資料の提供、審査会への出席等を求めら

れたときは協力しなければならない。
（弁明）
第１６条 第１４条に規定する議員及び前条に規定する職員等は、審査会において書面により弁明することができる。
（公表等）
第１７条 議長は、第１３条第２項の規定による諮問に係る答申を受け、議員によるハラスメントを認定した場合は、会派代表者会を開き、当該ハラスメントを行った議員の氏名等を公表し、その他必要な措置を講ずるものとする。
２ 議長は、第１３条第２項の規定による諮問に係る答申を受け、職員等による議員に対するハラスメントを認定した場合は、執行機関等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。
３ 議長は、第１４条の規定により協力を求められた議員が調査等に協力しなかったときは、その旨を公表するものとする。
４ 議長は、第１項の規定により議員の氏名等を公表し、その他必要な措置を講ずるときは、審査会に諮問するものとする。
（被害者等のプライバシーの保護）
第１８条 議員は、ハラスメントの被害者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
２ 議員及び職員等は、第４条第４項及び第５項の規定により報告を行った者並びに第９条第１項の規定により申立てを行った者を特定する行為を行ってはならない。
（委任）
第１９条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。
付 則
（施行期日）
１ この条例は、公布の日から施行する。
（適用区分）
２ この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われたハラスメントについて適用する。
（検証）
３ 議会は、この条例の施行後３年を経過したときは、この条例の施行の状況について検証し、必要があると認める場合は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

三田市議会ハラスメント根絶条例施行規程

（趣旨）

第１条 この規程は、三田市議会ハラスメント根絶条例（令和６年三田市条例第４２号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条 この規程で使用する用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。

（ハラスメント発生報告）

第３条 議員は、条例第４条第４項及び第５項の規定により報告する場合は、ハラスメント発生報告書（以下「報告書」という。）により行うものとする。

２ 前項の規定による報告は、ハラスメントに当たる言動を行っていると認められる事態に遭遇した日の翌日から起算して１４日以内（三田市の休日を定める条例（平成３年三田市条例第１号）に定める本市の休日を除く。）に行うものとする。ただし、議長が相当の理由があると認める場合はこの限りでない。

（申立て）

第４条 条例第９条第１項の規定による申立ては、ハラスメント被害申立書（以下「申立書」という。）により行うものとする。

２ 前項の申立ては、ハラスメントが発生した日の翌日から起算して１年を経過した日以後においては、行うことができない。ただし、議長が相当の理由があると認める場合はこの限りではない。

（申立ての取下げ）

第５条 前条の規定により議長に提出された申立書は、ハラスメント被害申立取下書を議長へ提出することにより取り下げることができる。

２ 前項の規定により取り下げられたハラスメントについて、更に申し立てることはできない。

３ 次の各号のいずれかに該当する申立ては第１項の規定よる取下げを行うことができない。

(1) 条例第１３条第２項の規定により諮問され、審査会がハラスメント不認定の判断を行った申立て

(2) 条例第１７条第１項の規定により公表を行った申立て

(3) 条例第１７条第２項の規定により執行機関等に対し必要な措置を講ずるよう要請を行った申立て

(4) 第７条第１項の規定により議長が確認をし、不受理の決定を行った申立て

(5) その他議長が当該申立てを取り下げることにより、ハラスメントの根絶につながらないと判断する申立て

（確認報告）

第６条 議長は、条例第９条第３項の規定により確認を行った場合は、ハラスメント申立確認書を作成するものとする。
（受理基準等）
第７条 議長は、条例第９条第３項の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、申立てを受理するものとする。
(1) 条例第３条の規定により適用範囲に該当しない申立て
(2) 条例第１３条第２項の規定により審査会がハラスメントの認定又は不認定の判断をした事案と同一の事案に関する申立て
(3) 条例付則第２項の規定により適用区分に該当しない申立て
(4) 第５条第１項の規定により取り下げられた申立て
(5) 第３項に規定するハラスメント申立不受理通知書の事案と同一の事案に関する申立て
(6) 申立ての内容が具体性や客観性に欠け、十分な調査を行うために必要な事実の摘示がなされていない申立て
(7) 権利の濫用に該当する申立て
(8) 誹謗・中傷に該当する申立て
(9) その他議長が不受理相当と認める申立て
２ 議長は、前項の規定により申立てを受理したときは、ハラスメント申立受理通知書により申立者に通知するものとする。
３ 議長は、第１項の規定により申立てを不受理としたときは、ハラスメント申立不受理通知書により申立者に通知するものとする。
（調査報告）
第８条 議長は、条例第１０条第１項の規定により事実関係の調査を行った場合は、ハラスメント調査報告書に記録するものとする。
（審査会の設置）
第９条 議長は、次条の規定により、条例第１３条第１項に規定する審査会を設置する。
（審査会の組織）
第１０条 審査会は５人以内の委員で組織する。
２ 審査会の委員は弁護士等法律の専門的知識を有する者によって組織する。
（審査会の会長等）
第１１条 審査会に会長及び副会長を置く。
２ 会長及び副会長は、委員の互選による。
３ 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
４ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（審査会の会議）
第１２条 会長は、条例第１３条第２項及び条例第１７条第３項の規定により議長から諮問があった場合は、会議を招集するものとする。ただし、最初に招集する会議は議長が招集する。
２ 会議は、非公開とする。
３ 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
４ 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長が決する。
５ 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明させることができる。
６ 会長は、条例第１３条第３項の規定により、事実関係の調査について委任を受けた場合は、委員に個別の申立てに係る調査を行わせることができる。
７ 前項の規定により、事実関係の調査について委任を受けた委員は、調査結果を審査会に報告するものとする。
８ 審査会は、諮問があった申立てに関する審査結果を議長に答申するものとする。
（弁明）
第１３条 条例第１６条の規定により弁明をする議員又は職員等は、ハラスメント弁明書を審査会に提出することができる。
（議員の除斥）
第１４条 自己が対象者として申し立てられている議員は、条例第１７条第１項に規定する会派代表者会の代表者としてその議事に参与することができない。
２ 条例第４条第４項の規定による報告を怠った議員は、前項の例によりその議事に参与することができない。
（公表等）
第１５条 議長は、条例第１７条第１項の規定によるハラスメントを行った議員の氏名の公表について、三田市議会広報誌、三田市ホームページその他適切な手段により行うものとする。
２ 前項の規定により議員の氏名を公表する場合は、認定されたハラスメントの概要とともに公表するものとする。ただし、ハラスメントの概要を公表することにより被害者が特定される場合は、ハラスメントの概要の一部を公表しないことができる。
３ 議長は、条例第１７条第１項の規定によるハラスメントを行った議員に対するその他必要な措置について、次の各号に掲げるものを講ずるほか、三田市議会議員の政治倫理に関する条例施行規則（平成２０年三田市議会規則第２号）第１８条を準用する。
(1) 研修又は講座の受講勧告

(2) その他議長が必要とする措置

（結果通知）

第１６条 議長は、第１２条第８項の規定による答申を受けたときは、申立者、対象者及び報告者へハラスメント結果通知書（以下「結果通知書」という。）によりその結果を通知するものとする。

２ 議長は、条例第１７条第１項の規定により、ハラスメントを行った議員の氏名を公表し、その他必要な措置を講ずる場合は、その旨を前項に規定する結果通知書に記載するものとする。

３ 議長は、条例第１７条第２項の規定により、執行機関等に対し必要な措置を講ずるよう要請する場合は、第１項に規定する結果通知書を添付して通知するものとする。

（庶務）

第１７条 審査会の庶務は、議会事務局において処理する。

（補則）

第１８条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

付 則

この規程は、公表の日から施行する。

糸満市議会ハラスメント防止条例

（目的）

第１条　この条例は、糸満市議会の議員（以下「議員」という。）と職員との間又は議員間におけるハラスメントを根絶すること及び未然に防止することについて必要な事項を定めることで、議員及び職員が身分、職責にかかわらず、互いに信頼し、人権を尊重することでそれぞれの能力を発揮することができる良好な職場環境（議員としての活動を行う上での環境を含む。以下同じ。）を確立すること、もって市民から信頼される品格ある議会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）ハラスメント　次に掲げる行為をいう。

ア　職務上の地位、権限又は優位性を背景に、業務上の適正な範囲を超えて、相手に対して精神的又は身体的な苦痛を与える行為

イ　性別、性的指向又は性自認にかかわらず、相手の意に反する性的言動であって、相手に対して不快感を与え、又は傷つける行為

ウ　妊娠、出産、育児、介護等に関する言動であって、相手に対して精神的又は身体的な苦痛を与える行為

エ　言葉、行為等により、相手を傷つけ、苦痛を与える行為、不快にさせる行為又は不利益を与える行為

オ　アからエまでに掲げる行為のほか、職員又は議員の人格若しくは尊厳を害し、又は職場環境を害する社会通念上不適切な行為

（２）職員　市長、副市長及び教育長並びに地方公務員法(昭和２５年法律第２６１号)第３条第２項に規定する一般職の職員及び同条第３項第３号及び第３号の２に規定する特別職非常勤職員、同法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員並びに同法第２２条の３第４項に規定する臨時的任用職員をいう。

（適用範囲）

第３条　この条例は、次の各号に掲げる関係において生じたハラスメントについて適用する。

（１）議員から職員に対するハラスメント

（２）議員から議員に対するハラスメント

（３）職員から議員に対するハラスメント

（議長の責務）

第４条　議長は、議員によるハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントがあると認めるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

２　議長は、ハラスメントの根絶及び防止を図るため、必要に応じて実態を把握するためのアンケート調査を実施するとともに、議員に対し研修等必要な措置を講じなければならない。

（議員の責務）

第５条　議員は、議員と職員との間又は議員間において、ハラスメントが尊厳を害し、労働意欲を低下させ、及び職場環境を害するものであること並びに職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、各々の人格を尊重した活動をするとともに、ハラスメントの防止に向けた取り組みをしなければならない。

２　議員は、ハラスメントに関する相談を行い、又はハラスメントに関する調査に協力した者に対し、当該相談を行ったこと又は当該協力を行ったことを理由としていかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

３　議員は、当該議員によるハラスメントが行われたと疑われたときは、自ら誠実な態度をもって、率先して事実を明らかにし、説明を行い、疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にしなければならない。

４　議員は、他の議員がハラスメントに当たる言動を行っていると認められる事態を目撃したときは、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、議長に当該事態について報告しなければならない。

（苦情相談窓口の設置）

第６条　議長は、苦情相談を受ける相談窓口をハラスメントに関して見識のある外部の第三者である専門機関（以下「第三者専門機関」という。）に委託し、設置する。

（苦情相談の申出及び報告）

第７条　第３条第１項各号に規定するハラスメントに係る被害を申し立てる者（以下「申立人」という。）は、第三者専門機関に対し、当該ハラスメントに関する苦情相談を行い、迅速かつ適切な対応を求めることができる。

２　議員又は職員（以下「議員等」という。）に対するハラスメントを目撃した議員等は、ハラスメントを受けた当該議員等の同意が得られたものについて、第三者専門機関に対し、当該ハラスメントに関する苦情相談を行い、迅速かつ適切な対応を求めることができる。

３　第三者専門機関は、申立人の苦情相談について報告書を作成し、当該申立人の同意が得られたものについて、議長に報告するものとする。

（苦情相談の対応）

第８条　議長は、前条第３項に規定する報告を受けた場合において、公正かつ適正に対処するため、その内容を精査し、相当の理由があると認めるときは、事実関係の調査及び確認を行うことができる。

２　議長は、前項の規定により調査を行うに当たり、第３条第３号に規定するハラスメントの場合、市長に事実関係の調査及び確認を委任することができる。

（苦情処理委員会）

第９条　議長は、第７条第３項に規定する苦情相談の報告を受けた場合において、ハラスメントに関する苦情を調査審議し、公平な処理をするため、糸満市ハラスメント苦情処理委員会(以下「苦情処理委員会」という。)を設置することができる。

（調査協力義務）

第１０条　第８条及び前条の規定により議長又は苦情処理委員会が相談事案に関して調査するときは、相談事案の申立人、申立人がハラスメントを行ったとする者(以下「被申立人」という。)及び調査対象者は、これに協力しなければならない。

（相談事案関係者の義務）

第１１条　申立人、被申立人、苦情処理委員会の委員その他の相談事案に関わる者は、第７条第１項及び第２項の相談を行う又は相談が行われている旨、その他相談事案に関することを他に漏らしてはならない。

２　前項の規定に反し、同項に規定する事項が他に漏れたことが明らかになったときは、議長は、漏らされた事項のうち、当該事案に関し中立かつ公平な観点から確認した事実及び事実に反するものを公表し、又は当該相談業務を中止し、若しくは停止する等、申立人の意向を確認し、申立人、被申立人又は調査対象者の正当な利益を守るために必要な措置を講ずるものとする。

３　申立人、被申立人及び相談事案に関わる者は、相談事案に関し議長又は委員会を介さず直接交渉し、申立人又は被申立人を威迫する等、議長又は苦情処理委員会の業務の公正な遂行を妨げる行為をしてはならない。

（弁明）

第１２条　被申立人は、苦情処理委員会において書面により弁明することができる。

（苦情相談の処理）

第１３条　議長は、苦情処理委員会の調査報告の結果、議員によるハラスメント行為又

はそのおそれがあると確認した場合は、当該ハラスメントを行った議員に対して被害防止措置を講じるとともに、その結果について苦情相談を行った者に報告しなければならない。

２　議長は、苦情処理委員会の調査審議の結果、職員によるハラスメント行為が確認した場合は、市長に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

（公表及び措置等）

第１４条　議長は、当該ハラスメント行為を行った議員が前条第１項に基づく必要な措置に応じない場合は議会運営委員会に諮り、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他必要な措置を講ずるものとする。

（プライバシーの保護）

第１５条　議員及び職員は、申立人、被申立人及び調査対象者のプライバシー保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（取組の公表）

第１６条　議長は、実施した研修、相談の受付及び対応の状況等の取組を必要に応じ公表するものとする。

（議長の職務代行）

第１７条　議長が申立人又は被申立人となったときは副議長が、議長及び副議長が共に申立人又は被申立人となったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

（委任）

第１８条　この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（検討）

２　糸満市議会は、この条例の施行後３年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

○那覇市議会ハラスメント防止条例

令和7年6月6日
条例第36号

（目的）
第1条　この条例は、那覇市議会（以下「議会」という。）の議員（以下「議員」という。）と議員又は議員と職員等との間におけるハラスメントを根絶すること及び未然に防止することを目的とする。
（定義）
第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)　ハラスメント　次に掲げる行為をいう。
ア　職務上の地位、権限又は優位性を背景に、業務上の適正な範囲を超えて、相手に対して精神的又は身体的な苦痛を与える行為
イ　性別、性的指向又は性自認にかかわらず、相手の意に反する性的言動であって、相手に対して不快感を与え、又は傷つける行為
ウ　妊娠、出産、育児、介護等に関する言動であって、相手に対して精神的又は身体的な苦痛を与える行為
エ　言葉、行為等により、相手を傷つけ、苦痛を与える行為、不快にさせる行為又は不利益を与える行為（那覇市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（令和5年那覇市条例第45号）第2条第1号に規定する会議等の会議中に大きな声を出して議員や職員等に対して威嚇又は恫喝をする行為を含む。）
オ　アからエまでに掲げる行為のほか、職員等の人格若しくは尊厳を害し、又は勤務環境を害する社会通念上不適切な行為
(2)　職員等　那覇市、那覇市が構成団体となっている一部事務組合等、那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年那覇市条例第33号）第2条第1項各号に掲げる団体及び同条例第10条各号に掲げる株式会社並びに指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市の指定を受けた者をいう。）の職員をいう。
（適用範囲）
第3条　この条例は、議員間又は議員と職員等との間において生じた問題について適用する。
（議長の責務）
第4条　議長は、議員によるハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントがあると認めるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。
2　議長は、議員によるハラスメントの根絶及び防止を図るため、必要に応じて実態を把握するためのアンケート調査を実施するとともに、議員に対し研修等必要な措置を講じなければならない。
（議員の責務）
第5条　議員は、議員間又は議員と職員等との間において、ハラスメントが尊厳を害し、労働意欲を低下させ、及び勤務環境を害するものであること並びに職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、各々の人格を尊重した活動をするとともに、ハラスメントの防止に向けた取組をしなければならない。
2　議員は、ハラスメントに関する相談を行い、又はハラスメントに関する調査に協力した者に対し、当該相談を行ったこと又は当該協力を行ったことを理由としていかなる不利益な取扱いも行ってはならない。
3　議員は、当該議員によるハラスメントが行われたと疑われたときは、自ら誠実な態度をもって、率先して事実を明らかにし、説明を行い、疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にしなければならない。
4　議員は、他の議員がハラスメントに当たる言動を行っていると認められる事態に遭遇したときは、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、議長に当該事態について報告しなければならない。
（相談体制の整備）
第6条　議長は、市長と協議の上、弁護士その他のハラスメント事案に関する専門的な知識又は経験を有する者を議会ハラスメント相談員とする体制について、別に定めるところにより整備する。
2　議員によるハラスメントに係る被害を申し立てる者（以下「申立人」という。）は、議長が別に定めるところにより、議会ハラスメント相談員に対し、当該ハラスメントによる被害の継続又は再発を防止するための措置（第7条第2項において「被害防止措置」という。）その他当該ハラスメントに関する相談を行うことができる。
（相談事案への対応）
第7条　前条第2項の相談（以下「相談事案」という。）を受けた議会ハラスメント相談員は、相談事案におけるハラスメントに関する事実を確認するため、申立人、申立人がハラスメントを行ったとする者（以下「被申立人」という。）その他関係者からの聞き取り等、必要な調査を行うことができる。

2　前項の調査の結果、被害防止措置が必要と議会ハラスメント相談員が認める場合であって申立人が当該被害防止措置を求めるときは、当該議会ハラスメント相談員は、次の各号に掲げる申立人の区分に応じ、当該各号に定める者にその旨を報告するものとする。
(1)　職員等　市長
(2)　議員　議長

3　議会ハラスメント相談員は、相談事案が前項の規定に該当しないとき又は相談事案に対する調査の必要がないと認めるときは、申立人に対し、申立人が自らとるべき措置、行動等について助言するものとする。

4　議会ハラスメント相談員は、第2項の規定による報告のほか、相談事案の受付及び対応の状況について、次の各号に掲げる申立人の区分に応じ、当該各号に定める者に報告するものとする。
(1)　職員等　市長
(2)　議員　議長

5　議長及び市長は、前各項に規定する対応業務(以下「相談業務」という。)の遂行の自由を保障するものとする。

6　議会ハラスメント相談員は、相談事案に関する秘密を厳守するとともに、相談業務を行うに当たっては、申立人及び被申立人のほか調査の対象となった者(以下「調査対象者」という。)の名誉、プライバシーその他の人権の尊重について慎重に配慮しなければならない。

7　議会ハラスメント相談員は、あらゆる政党及び会派並びに議員その他の関係者の干渉又は影響を排し、中立かつ公平に相談業務を行わなければならない。

(調査協力義務)

第8条　前条第1項の規定により議会ハラスメント相談員が相談事案に関して調査するときは、相談事案の申立人、被申立人及び調査対象者は、これに協力しなければならない。

(相談事案関係者の義務)

第9条　申立人、被申立人、議会ハラスメント相談員その他の相談事案に関わる者は、第6条第2項の相談を行う又は相談が行われている旨、議会ハラスメント相談員の発言その他相談事案に関することを他に漏らしてはならない。

2　前項の規定に反し、同項に規定する事項が他に漏れたことが明らかになったときは、議長は、漏らされた事項のうち、当該事案に関し中立かつ公平な観点から確認した事実及び事実に反するものを公表し、又は当該相談業務を中止し、若しくは停止する等、申立人の意向を確認した議会ハラスメント相談員の意見を踏まえ、申立人、被申立人又は調査対象者の正当な利益を守るために必要な措置を講ずるものとする。

3　申立人、被申立人及び相談事案に関わる者(議会ハラスメント相談員を除く。)は、相談事案に関し議会ハラスメント相談員を介さず直接交渉し、申立人又は被申立人を威迫する等、議会ハラスメント相談員の業務の公正な遂行を妨げる行為をしてはならない。

(被害防止措置)

第10条　市長は、第7条第2項第1号の規定による議会ハラスメント相談員からの報告を受けたときは、那覇市議会議員政治倫理条例(令和5年那覇市条例第26号)第6条第3項の規定により、議長に審査等の要求をする。

2　議長は、第7条第2項第2号の規定による議会ハラスメント相談員からの報告を受けたときは、被申立人に対し、注意を喚起し、ハラスメントをしないよう求める等の被害防止措置を講ずるものとする。この場合において、議長は、あらかじめ那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号)第26条第2項の那覇市議会各派代表者会議の議を経なければならない。

3　議長は、被申立人が前項の規定による被害防止措置に応じないとき又はハラスメント被害の継続若しくは再発を防止するためやむを得ないと認めるときは、那覇市議会各派代表者会議の議を経て、被申立人の氏名、相談の内容、調査結果及び同項の被害防止措置に関する事項の全部又は一部を公表することができる。

(プライバシーの保護)

第11条　議員は、申立人、被申立人及び調査対象者のプライバシー保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(取組の公表)

第12条　議長は、実施した研修、相談の受付及び対応の状況等の取組を必要に応じ公表するものとする。

(議長の職務代行)

第13条　議長が申立人又は被申立人となったときは副議長が、議長及び副議長が共に申立人又は被申立人となったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

(委任)

第14条　この条例の施行に関し必要な事項は、議長が那覇市議会各派代表者会議に諮って定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

高砂市条例第　　号

高砂市議会ハラスメント防止条例

ハラスメントは、基本的人権の侵害であり、住民福祉及び議会活動に支障を来し、議会の社会的信用及び信頼を失うことにつながる。

よって、議会としての役割を十分に発揮するため、全ての議員並びに職員等及び派遣労働者が個人としての尊厳を尊重し、相互信頼を深めることを通して、ハラスメントの防止及び根絶に努め､信頼される議会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、議員間又は議員から職員等及び派遣労働者へのハラスメントの防止及び根絶のために必要な事項を定め、良好な職場環境を確保することにより、市政の効率的運用に寄与し、もって市民から信頼される議会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　ハラスメント　パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びその他の誹謗（ひぼう）、中傷、風評の流布等によりこれらを受けた者の人権を侵害し、又はその者を不快にさせる行為をいう。

⑵　職員等　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第２項に規定する一般職に属する職員並びに同条第３項第１号から第２号まで、第３号、第３号の２及び第５号に規定する特別職に属する職員（議会の議員を除く。）で、市に勤務するものをいう。

⑶　派遣労働者　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）第２条第２号に規定する派遣労働者で市の各機関を役務の提供先とするものをいう。

（適用範囲）

第３条　この条例は、議員間又は議員から職員等若しくは派遣労働者へのハラスメントについて適用する。

（議長の責務）

第４条　議長は、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、議員、職員等又は派遣労働者からハラスメントに関する相談又は苦情の申出を受けたときは、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

２　議長は、前項の相談又は苦情の申出に係るハラスメントを行った者が職員等又は派遣労働者である場合において、事実関係の調査及び確認を行うために必要であると認めるときは、市長に対して、当該相談又は苦情の申出に係る事実関係を把握するよう要請するものとする。

（議員の責務）

第５条　議員は、市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの防止及び根絶に努めなければならない。

２　議員は、自身の言動にハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実に説明責任を果たさなければならない。

３　議員は、他の議員がハラスメントに当たる言動を行っていると認められる事態に遭遇したときは、当該言動を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘し、当該事態を解決するよう努めなければならない。

（相談窓口の設置）

第６条　議長は、ハラスメントに関する相談又は苦情の申出の公正かつ円滑な解決を図るため、議会事務局内に、ハラスメント相談窓口を置く。

（相談又は苦情の申出）

第７条　ハラスメントによる被害を受け、又はその事実があると思料する議員、職員等又は派遣労働者は、議長に対し、ハラスメント相談窓口を通じハラスメントに関する相談又は苦情の申出を書面（電子メール等を含む。）又は口頭により行うことができる。

２　議長は、前項の相談又は苦情の申出が職員等又は派遣労働者によるものであるときは、速やかに、その旨を市長に報告するものとする。

（事実関係の調査等）

第８条　議長は、前条第１項の相談又は苦情の申出を受けたときは、必要に応じて、当該相談又は苦情の申出をした者、当該相談又は苦情の申出に係るハラスメントに当たると認められる言動を行った議員その他の当該相談又は苦情の申

出に係る関係者に対し、事実関係を把握するための調査を行わなければならない。

２　議長は、公正かつ適正な事実関係を把握するための調査及び事実関係の確認を行うため、高砂市議会ハラスメント審査会（以下「審査会」という。）を置く。

３　審査会は、前項に規定する調査及び確認を公正かつ適正に行うため、ハラスメント事案に関する専門的な知識及び経験を有する者を出席させ、意見を聴くものとする。

４　前項に定めるもののほか、審査会の組織、委員その他審査会に関し必要な事項については、議長が別に定める。

（対応措置）

第９条　議長は、前条第２項に規定する調査及び確認の結果、審査会が議員によるハラスメントを確認したときは、速やかに、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他必要な措置を講じなければならない。

２　審査会は、前条第２項に規定する調査及び確認の結果、議員によるハラスメントを確認した場合において、政治倫理に関する重要な事項の審査又は調査が必要であると認めるときは、高砂市議会議員政治倫理条例（平成５年高砂市条例第２９号）第５条第１項に規定する議員政治倫理特別委員会の設置を要請することができる。

（研修等）

第１０条　議長は、ハラスメントの防止及び根絶を図るため、議員に対し必要な研修等を原則として年１回以上実施しなければならない。

（プライバシーの保護）

第１１条　ハラスメントに関する相談又は苦情の申出に関係する全ての者は、当該相談又は苦情の申出をした者、当該相談又は苦情の申出に係るハラスメントに当たると認められる言動を行った議員その他の当該相談又は苦情の申出に係る関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

２　議長は、第９条第１項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る議員からハラスメントを受けた者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮しなければならない。

（事業者等からの要請に係る措置）

第１２条　議長は、議員からハラスメントを受けたとされる事案について、市と業務委託契約その他の契約を締結している事業者、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者その他の市が行う事業に関係する事業者等から必要な協力を求められたときは、この条例の規定に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

（職務の代行）

第１３条　議長が第７条第１項の相談又は苦情の申出の対象となったときは副議長が、議長及び副議長がともに同項の相談又は苦情の申出の対象となったときは議会運営委員会の委員長が、議長及び副議長並びに議会運営委員会の委員長のいずれもが同項の相談又は苦情の申出の対象となったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行うものとする。

（委任）

第１４条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われたハラスメントについて適用する。

（検討）

３　議会は、この条例の施行後３年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

五島市議会ハラスメント防止条例（令和６年12月25日条例第40号）

最終改正:

改正内容:令和6年12月25日条例第40号

〇五島市議会ハラスメント防止条例

令和6年12月25日条例第40号

五島市議会ハラスメント防止条例

（目的）

第１条　この条例は、五島市議会議員（以下「議員」という。）による職員又は議員（以下「職員等」という。）に対するハラスメント（以下「職員等へのハラスメント」という。）の防止及びその根絶のために必要な事項を定め、もって市民から信頼される品格ある五島市議会（以下「議会」という。）の実現に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。

（1）パワー・ハラスメント　地位等の優位性を背景に適正な範囲を超えて他の者に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、その者の人格若しくは尊厳を侵害し、又はその者の勤務環境若しくは議員活動（以下「勤務環境等」という。）を害する言動をいう。

（2）セクシュアル・ハラスメント　他の者を不快にさせる性的な言動をいう。

（3）妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント　次に掲げるものをいう。

ア　他の者に対する次に掲げる事由に関する言動によりその者の勤務環境等が害されること。

（ア）妊娠したこと。

（イ）出産したこと。

（ウ）妊娠又は出産に起因する症状により勤務し、若しくは活動することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと。

（エ）不妊治療を受けること。

イ　他の者に対する妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用に関する言動によりその者の勤務環境等が害されること。

（4）その他のハラスメント　前各号に掲げるもののほか、他の者への誹謗、中傷、風評等により、その者を不快にさせ、その者の人格若しくは尊厳を侵害し、その者に不利益を与え、又はその者に脅威を与える行為をいう。

２　この条例において「職員」とは、五島市の市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会若しくは公営企業管理者又はこれらに置かれる機関に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第３条第２項に規定する一般職に属する職員並びに同条第３項第１号から第２号まで、第３号、第３号の２及び第５号に規定する特別職に属する職員（議員を除く。）をいう。

（議長の責務）

第３条　議長は、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、職員等へのハラスメントに係る相談があった場合には、当該相談に係る事実関係を調査し、必要に応じて職員等へのハラスメントの防止及び根絶のための措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

（議員の責務）

第４条　議員は、ハラスメントをしてはならない。

２　議員は、市民の代表者として常に高い倫理観をもち、ハラスメントが個人の人格及び尊厳を不当に侵す人権侵害に当たることを認識し、職員等へのハラスメントの防止及び根絶に努めなければならない。

３　議員は、自らの行為が職員等へのハラスメントに該当すると他の者から疑われたときは、自ら誠実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。

４　議員は、職員等へのハラスメントに当たる行為があると認める事態に遭遇したときは、当該行為を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、議長に対し当該事態を報告しなければならない。

（研修）

第５条　議長は、議員に対し、ハラスメントの防止及び根絶を図るために必要な研修を実施しなければならない。

２　議員は、前項の研修を受講しなければならない。ただし、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため同項の研修を受講することができないときは、この限りでない。

３　議員は、第１項の研修を受講しないときは、その理由を付け、議長に届け出なければならない。

（相談窓口の設置）

第６条　議長は、弁護士その他のハラスメントに関する専門的な知識又は経験を有する者を相談員とする窓口を、別に定めるところにより設置する。

２　職員等へのハラスメントに係る被害を受けていること又は被害を受けている者がいることを申し立てる者（以下「申立人」という。）は、議長が別に定める方法により、相談員に対し、当該職員等へのハラスメントによる被害の継続又は再発を防止するための措置（以下「被害防止措置」という。）の求めその他当該職員等へのハラスメントに関する相談を行うことができる。

（相談事案への対応等）

第７条　前条第2項の相談を受けた相談員は、当該相談を受けた事案（以下「相談事案」という。）における職員等へのハラスメントに関する事実を確認するため、申立人、当該ハラスメントを行ったとされる議員（以下「被申立人」という。）その他関係者からの聞き取りなど、必要な調査を行うことができる。

２　相談員は、前項の調査を行おうとするときは、あらかじめ議長の承認を得なければならない。

3　第1項の調査の結果、被害防止措置が必要であると相談員が認める場合であって申立人が当該被害防止措置を求めるときは、当該相談員は議長にその旨を報告するものとする。

4　相談員は、次に掲げるときは、申立人に対し、申立人が自らとるべき措置、行動等について助言するものとする。

（1）　申立人が相談事案に対する被害防止措置を求めないとき。

（2）　相談事案に対する調査の必要がないと相談員が認めるとき。

（3）　相談事案に対し被害防止措置を講じる必要がないと相談員が認めるとき。

5　第3項の規定による報告を受けた議長は、必要に応じて、他の相談員の意見を求めることができる。

6　相談員は、第3項の規定による報告のほか相談事案の受付及び対応の状況について、議長に報告するものとする。

7　議長は、第1項から第4項まで及び前項の規定による相談員の業務（次項及び第9項において「相談員業務」という。）が適切に行われるよう配慮し、必要に応じて当該業務に協力するものとする。

8　相談員は、相談事案に関する秘密を厳守するとともに、相談員業務を行うに当たっては、申立人及び被申立人の名誉、プライバシーその他の人権の尊重について慎重に配慮しなければならない。

9　相談員は、相談員業務を行うに当たっては、あらゆる政党及び会派並びに議員その他の関係者の干渉又は影響を排し、中立かつ公平に当該相談員業務を行わなければならない。

（調査への協力）

第8条　前条第1項の規定により相談員が相談事案に関して調査するときは、申立人、被申立人及び調査の対象となった関係者は、これに協力するよう努めなければならない。

（相談事案関係者の義務等）

第9条　申立人、被申立人、相談員その他の相談事案に関わる者（第3項において「相談事案関係者」という。）は、第6条第2項の相談を行い、又は相談が行われていること、相談員の発言その他相談事案に関する秘密を漏らしてはならない。

2　前項の規定に反し、同項の秘密が正当な理由なく公になったときは、議長は、当該相談事案に関し中立かつ公平な観点から確認した事実及び公にされた秘密のうち事実に反するものを公表し、申立人の意向を確認した相談員の意見を踏まえた上で、当該相談事案に関する業務を中止し、又は停止する等の、申立人又は被申立人の正当な利益を守るために必要な措置を講じるものとする。

3　相談事案関係者（相談員を除く。）は、相談事案に関し相談員を介さず直接交渉し、申立人又は被申立人を威迫するなど、相談員の業務の公正な遂行を妨げる行為をしてはならない。

（被害防止措置等）

第10条　議長は、第7条第3項の規定による相談員からの報告又は同条第5項に規定する他の相談員その他の者の意見を踏まえ、被害防止措置が必要であると認めるときは、議会運営委員会の議決を経た上で、被申立人に対し、注意を喚起し、職員等へのハラスメントをしないよう求める等の被害防止措置を講じるものとする。

2　議長、副議長又は議会運営委員会の構成員が、申立人又は被申立人となった場合においては、当該申立人又は被申立人となった者は、前項の議会運営委員会の議事に参与することができない。ただし、当該議会運営委員会の同意があったときは、この限りでない。

3　議長、副議長又は議会運営委員会の構成員は、申立人、被申立人及び調査の対象となった関係者のプライバシー保護に十分配慮し、知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4　議長は、被申立人が第1項の被害防止措置に応じないとき、又は職員等へのハラスメントの被害の継続若しくは再発を防止するために必要であると認めるときは、五島市議会議員政治倫理条例（平成22年五島市条例第34号）第8条に規定する五島市議会政治倫理審査会に対し、審査を諮るものとする。

（取組状況の公表）

第11条　議長は、実施した研修、相談の受付及び対応の状況、議員がその責務を果たす上で参考とすべき事例等、この条例の規定に基づく取組の状況を公表するものとする。

（議長の職務代行）

第12条　議長が申立人又は被申立人となったときは副議長が、議長及び副議長が共に申立人又は被申立人となったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

（委任）

第13条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和7年2月1日から施行する。

（五島市議会議員政治倫理条例の一部改正）

2　五島市議会議員政治倫理条例（平成22年五島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

資料 3

（仮称）浜田市議会ハラスメント防止条例（案）
【糸満市議会ハラスメント防止条例準拠】

（目的）

第１条　この条例は、浜田市議会の議員（以下「議員」という。）と職員との間又は議員間におけるハラスメントを根絶すること及び未然に防止することについて必要な事項を定めることで、議員及び職員が身分、職責にかかわらず、互いに信頼し、人権を尊重することでそれぞれの能力を発揮することができる良好な職場環境（議員としての活動を行う上での環境を含む。以下同じ。）を確立すること、もって市民から信頼される品格ある議会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント　次に掲げる行為をいう。

ア　職務上の地位、権限又は優位性を背景に、業務上の適正な範囲を超えて、相手に対して精神的又は身体的な苦痛を与える行為

イ　性別、性的指向又は性自認にかかわらず、相手の意に反する性的言動であって、相手に対して不快感を与え、又は傷つける行為

ウ　妊娠、出産、育児、介護等に関する言動であって、相手に対して精神的又は身体的な苦痛を与える行為

エ　言葉、行為等により、相手を傷つけ、苦痛を与える行為、不快にさせる行為又は不利益を与える行為

オ　アからエまでに掲げる行為のほか、職員又は議員の人格若しくは尊厳を害し、又は職場環境を害する社会通念上不適切な行為

(2) 職員　市長、副市長及び教育長並びに地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員及び同条第 3 項第 3 号及び第 3 号の 2 に規定する特別職非常勤職員、同法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員並びに同法第 22 条の 3 第 4 項に規定する臨時的任用職員をいう。

（適用範囲）

第３条　この条例は、次の各号に掲げる関係において生じたハラスメントについて適用する。

(1) 議員から職員に対するハラスメント

（2）議員から議員に対するハラスメント
（3）職員から議員に対するハラスメント

（議長の責務）

第４条　議長は、議員によるハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントがあると認めるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

2　議長は、ハラスメントの根絶及び防止を図るため、必要に応じて実態を把握するためのアンケート調査を実施するとともに、議員に対し研修等必要な措置を講じなければならない。

（議員の責務）

第５条　議員は、議員と職員との間又は議員間において、ハラスメントが尊厳を害し、労働意欲を低下させ、及び職場環境を害するものであること並びに職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、各々の人格を尊重した活動をするとともに、ハラスメントの防止に向けた取り組みをしなければならない。

2　議員は、ハラスメントに関する相談を行い、又はハラスメントに関する調査に協力した者に対し、当該相談を行ったこと又は当該協力を行ったことを理由としていかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

3　議員は、当該議員によるハラスメントが行われたと疑われたときは、自ら誠実な態度をもって、率先して事実を明らかにし、説明を行い、疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にしなければならない。

4　議員は、他の議員がハラスメントに当たる言動を行っていると認められる事態を目撃したときは、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、議長に当該事態について報告しなければならない。

【那覇市議会ハラスメント防止条例第６条準拠】

（相談体制の整備）

第６条　議長は、市長と協議の上、弁護士その他のハラスメント事案に関する専門的な知識又は経験を有する者を議会ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）とする体制について、別に定めるところにより整備する。

2　議員によるハラスメントに係る被害を申し立てる者（以下「申立人」という。）は、議長が別に定めるところにより、相談員に対し、当該

ハラスメントによる被害の継続又は再発を防止するための措置（第10条において「被害防止措置」という。）その他当該ハラスメントに関する苦情相談を行うことができる。

3　議員又は職員（以下「議員等」という。）に対するハラスメントを目撃した議員等は、ハラスメントを受けた当該議員等の同意が得られたものについて、相談員に対し、相談を行うことができる。

【那覇市議会ハラスメント防止条例第７条準拠】

（相談事案への対応及び調査）

第７条　前条第２項又は第３項の相談（以下「相談事案」という。）を受けた相談員は、相談事案におけるハラスメントに関する事実を確認するため、申立人、申立人がハラスメントを行ったとする者（以下「被申立人」という。）その他関係者からの聞き取り等、必要な調査を行うことができる。

2　前項の調査の結果、被害防止措置が必要と相談員が認める場合であって申立人が当該被害防止措置を求めるときは、相談員は、次の各号に掲げる申立人の区分に応じ、当該各号に定める者にその旨を報告するものとする。

（1）　職員　市長

（2）　議員　議長

3　相談員は、相談事案が前項の規定に該当しないとき又は相談事案に対する調査の必要がないと認めるときは、申立人に対し、申立人が自らとるべき措置、行動等について助言するものとする。

4　相談員は、第２項の規定による報告のほか、相談事案の受付及び対応の状況について、次の各号に掲げる申立人の区分に応じ、当該各号に定める者に報告するものとする。

（1）　職員　市長

（2）　議員　議長

5　議長及び市長は、前各項に規定する対応業務の遂行の中立性及び独立性を保障するものとする。

（調査協力義務）

第８条　前条第１項の規定により相談員が相談事案に関して調査するときは、相談事案の申立人、被申立人及び調査の対象となった者（以下「調査対象者」という。）は、これに協力しなければならない。

（相談事案関係者の義務）

第９条　申立人、被申立人、相談員その他の相談事案に関わる者は、第

6条の相談を行う又は相談が行われている旨、相談員の発言その他相談事案に関することを他に漏らしてはならない。

2　前項の規定に反し、同項に規定する事項が他に漏れたことが明らかになったときは、議長は、漏らされた事項のうち、当該事案に関し中立かつ公平な観点から確認した事実及び事実に反するものを公表し、又は当該相談業務を中止し、若しくは停止する等、申立人の意向を確認した相談員の意見を踏まえ、申立人、被申立人又は調査対象者の正当な利益を守るために必要な措置を講ずるものとする。

3　申立人、被申立人及び相談事案に関わる者（相談員を除く。）は、相談事案に関し相談員を介さず直接交渉し、申立人又は被申立人を威迫する等、相談員の業務の公正な遂行を妨げる行為をしてはならない。

【那覇市議会ハラスメント防止条例第10条準拠】

（被害防止措置）

第10条　市長は、第7条第2項第1号の規定による相談員からの報告を受けたときは、浜田市議会議員政治倫理条例の規定に基づき、議長に対し必要な調査等の要求を行うものとする。

2　議長は、第7条第2項第2号の規定による相談員からの報告を受けたときは、被申立人に対し、注意を喚起し、ハラスメントをしないよう求める等の被害防止措置を講ずるものとする。この場合において、議長は、あらかじめ議会運営委員会の議を経なければならない。

3　議長は、被申立人が前項の規定による被害防止措置に応じないとき又はハラスメント被害の継続若しくは再発を防止するためやむを得ないと認めるときは、議会運営委員会の議を経て、被申立人の氏名、相談の内容、調査結果及び同項の被害防止措置に関する事項の全部又は一部を公表することができる。

（プライバシーの保護）

第11条　議員及び職員は、申立人、被申立人及び調査対象者のプライバシー保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（取組の公表）

第12条　議長は、実施した研修、相談の受付及び対応の状況等の取組を必要に応じ公表するものとする。

（議長の職務代行）

第13条　議長が申立人又は被申立人となったときは副議長が、議長及

び副議長が共に申立人又は被申立人となったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

（委任）

第14条　この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附　則（施行期日）

1　この条例は、令和●年●月●日から施行する。

2　浜田市議会は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。